東京税財政研究センター
会　報
第86号

2014. 4. 15 発行
発行人　永　沢　　晃
東京都新宿区百人町1－16－18
センチュリービル2F
TEL　03（3360）3871
FAX　03（3360）3870
E-mail　tzzkc@nifty.com

第50回公開講座に103名の参加者

改正通則法施行1年、「実地調査」「調査の手法」厳しくチェック

第50回公開講座は、2月4日（火）御茶ノ水全労連会館で開催されました。会場には前回を上回る103名の参加者が足を運び、4時間の講座に熱心に耳を傾けました。

開会に先立って主催者挨拶に立った永沢理事長（写真・上）は、冒頭、東京都知事選挙に触れ、安倍内閣の暴走が勢いをまし、日本の将来に暗雲が立ち込めている今、これを食い止める候補者の当選のために残された日を奮闘すると訴えました。

さらに、アベノミクスで自動車産業など大企業が業績を伸ばしたのに比し、依然と中小企業の景気、労働者の賃金がきびしいまま、4月からの消費税率3％の引き上げで一層庶民へ増税が強化されようとしている。こうした税制から国民本位の税制に転換させるため調査、研究、宣伝の強化が必要だ、とセンターの運動強化にも触れました。

改正通則法施行1年、税務行政にも顕著な変化が現れ、税務調査がどう変化していくか検証していくことは納税者の権利を守る観点からも、税理士業務を行っていくうえでも重要で、センターもさらに研究を続けると挨拶を締めくくりました。

通則法改正後の税務調査の特徴と課題　実地調査の諸問題とその対応

昨年11月2日、3日、京都同志社大学今出川校舎で開催された日本租税理論学会第25回大会で発表した資料をもとに、改正通則法施行1年間で展開された実地調査、税務行政について本川会員（写真・右の左）が詳細に報告。センターが情報公開で取得した当局資料も参考にして税務調査、税務行政にどう対応するかを解説しました。

「質疑応答記録（聴取）書」「事業概況等のお尋ね」への対応は

続いて小田川会員（写真・下、中）は、改正通則法の施行による実地調査展開の中で、国税庁が強調する「証拠資料の収集と保全」のための「質疑応答記録書」について、対応の基本はあくまで任意であって、納税者に強制されるものではないことを強調しました。また、「事業概況等のお尋ね」は添付に関する罰則はなく、あくまでも課税庁の便宜のためで、質問の中には質問検査権に踏み込んだとも思えるものもあり、行政文書としてはかなり問題のある文書であることを指摘しました。安易に応ずることなく税理士としての立場から吟味する必要があることも付け加えました。

25年分確定申告の特徴と税務の現場

最後は税務署を定年退職したばかりで公開講座初登場の山口会員（写真・下、右）。25年分確定申告事務の特徴と税務現場の状況を報告。誤りやすい事例の具体的、実務的な指摘や、税務の職場の生々しい情報に参加者の関心が集中しました。

当日の会場で回収した14枚のアンケートには「納税者の権利について考えさせられました」「初めて聞いた論点で参考になりました」等、公開講座の充実を感じさせる声が寄せられました。

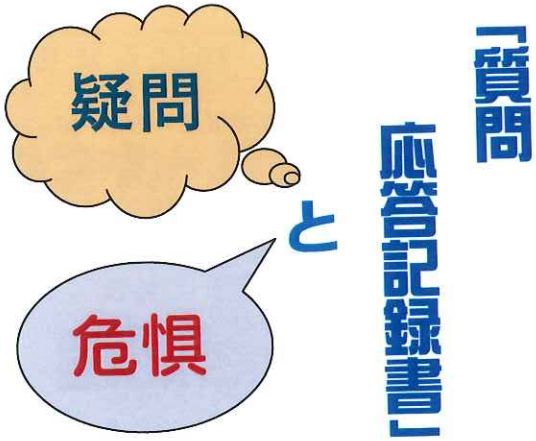

●文書の開示すすむ

当センターによって開示された25年7月の統括官会議資料で、国税庁が「質問応答記録書」を全国統一様式として定めたことが明らかになった。

当センターが追加で開示請求した結果、国税庁課税部長が発遣した「質問応答記録書及び調査報告書の制定について（指示）」（課総2-23、平成25年6月25日）が全文開示された。そこでは、「質問応答記録書」と「調査報告書」がセットで全国統一様式となっている。

ちなみに追加で開示請求した文書は次の3点で、3月末現在、全部が開示されているので、必要な方は当センターに申し出ていただきたい。

①「質問応答記録書及び調査報告書の制定について」

②「質問応答記録書作成の手引」

③「争点整理表・調査経過記録書の作成に当たっての留意点について」

指示は開示された現物を読んでいただくとして、今後の調査では「質問応答記録書」を作成する場面が増えると思われるので、それに関する疑問と危惧を述べておきたい。

●国税庁通達の内容

国税庁の指示は、作成目的、作成手順、作成に当たっての留意点の3項目で構成されているが、ほぼA4一枚の簡単なものである。

内容を簡記すると、①「質問応答記録書」は質問検査の一環として調査官が作成する行政文書であること、②従来どおり納税者の理解と協力により、与えられた権限の範囲内で実施すること、③納税者の署名押印は任意に行うものだから強要にならないようにすること、④調査関係書類とするための行政文書だから写しは交付しないこと、⑤「質問応答記録書」を作成しない場合や作成が困難な場合は「調査報告書」に質問応答を記録し行政文書として上司の確認を受けることが指示されている。

●証拠力の強化を指示

国税庁が統一書式にしたそもそもは、争いに対する証拠資料の収集と保全の対策である。

調査は関連する情報を収集する行為であり、調査官には質問検査権が法律で与えられているので、質問応答を罫紙などにメモするのは一連の行為である。

メモでも証拠力はあるが、そのメモから「調査報告書」を調査担当者が作成し、税務署長に報告文書としてあげて決裁を受けた行政文書となれば、さらに証拠力は強まるとしている。

その上を行く証拠力として位置づけているのが「質問応答記録書」、つまり「供述調書」である。そこに応答者の署名押印があれば証拠力は一層強まるので、争いになる芽のある事案は「質問応答記録書」を作成するように指示を強める一方、作成しやすいようにこれまでの「聴取書」等を簡素合理化している。

●権限に関する疑問

そこで疑問だが、「質問応答記録書」は実質的には「供述調書」であり、裁判になれば課税適否の証拠に採用され、裁判官の心証を左右する。こうした証拠となる「供述調書」を一般の調査官が作成する権限があるのだろうか。

私は、法律の規定がないので、「供述調書を作成する権限はない」と判断する。

刑事訴訟法は警察官等に録取して調書を作成できる権限を与えている。同時に被疑者には供述拒否権、署名押印拒否権があることを規定している。

国税犯則取締法では、収税官吏（査察官）に質問や押収等に対しては「顛末書」を即時作成するように規定している。判例では、国犯法上の質問に対しても供述拒否権があるとし確定している。署名押印は国犯法そのものに拒否できる規定がある。

「供述調書」というのは、国民や納税者の権利侵害と密接に繋がるから、その作成権限は法律によらなければならないし、対象者の権利が対置されなければならない性格のものである。

当局も権限はないことを認識しているので、「質問検査の一環として調査官が作成する行政文書」「権限の範囲内で実施」とその性格を書き込んでい

るが、これは　ごまかしである。権限がないのに、刑訴法や国犯法と同様の効果を発揮する「供述調書」を作成していい訳はない。脱法行為である。それを「行政文書」だと逃げを打っているに過ぎない。

質問検査権の行使に対する納税者の回答拒否は罰則が適用される。

では、「質問応答記録書」を作成すると告げられた時はどうか。明らかに「供述調書」そのものであり調査官には法的権限がないので、作成すると告げること自体が職権乱用にあたるのではないだろうか。当然にその時点からの質問には供述を拒否しても罰則は適用できないと考える。

●調査行政に関する危惧

次に危惧だが、国税庁の調査行政は課税部門の調査官によって行われる。この調査官は教育訓練された職員郡であるが、生身の人間として立身出世欲や業務達成感、あるいは人事管理・労務管理の影響を受けるなかで調査に携わる。

調査官は不正発見や増差所得という業務成績競争の影響から無縁でいられない。統括官、署長といった管理者も例外ではない。

国税庁の職員管理や組織は、成績競争を増長する運営となっている。

こうしたなかで、「供述調書」を多くの場面で作成するように方針を示し、かつ、作成しやすく様式も変更したとなれば、納税者の弱い立場や無知につけこんで「質問応答記録書」を作成し、不当な課税や供述だけに頼る課税を強いる調査官が数多く輩出するのではないかという危惧である。

話を聞くと、税理士も対応は心許ない。国会議員や行政法学者、弁護士等も巻き込んで、この問題に取り組む必要があると思う。

（小田川）

センターと「差押え」の影響力の大きさ実感

「差押え」29冊販売／社保協の滞納問題集会に参加して

国民健康保険、年金保険料などの滞納で、自治体が滞納者の財産を、実情をかえりみない乱暴な差し押さえによって回収するやり方が各地で問題視されています。こうした中、「3.29 滞納処分・差押問題東日本ブロック学習交流集会」が、けんせつプラザ東京にて開かれました。交流集会は東京社会保障推進協議会が主催したもので、自治体労働者や商工事業者など 180 人余が参加しました。

東京税財政研究センターでは、この集会の開催目的は、当センターの方針及び普及をめざしている「差押え」の内容と完全に合致していることから、主催者に事前了解を取り付け、会場で「差押え」の販売を行うとともに、チラシ配布、宣伝スピーチも行いました。

当日のメイン講演は、田所弁護士の「滞納処分・差押えの基礎知識」と、鳥取児童手当差押事件（右に注）の勝俣顧問弁護士による「違法な差し押さえの是正に向けて」。二人の弁護士先生の講義の中で、随所に「差押え」の内容が紹介され、引用されたこともあって、「差押え」は予想外の好評で、29 冊販売しました。

勝俣弁護士は、広島高裁松江支部で勝利した「鳥取児童手当差押事件」について、この勝利は、当センターが裁判長に提出した「要請文」など、多くの人々の支えによるものであると述べました。また、確定判決となった意義について、この判決は、預金に入金された差押禁止債権を、安易に差し押さえること大きく制限したもので、実務でも大いに活用できると強調しました。

それぞれの講演について質疑が行われましたが、センター徴収部会のメンバーが、弁護士先生にかわって回答する場面もありました。

この交流集会にはセンターとしては、本川副理事長・石塚専務理事を先頭に、徴収部会の 6 名など計 10 名が参加しました。

〔注〕鳥取児童手当差押事件とは

預金口座に入金された児童手当（差押禁止債権）を差し押さえられた男性が、鳥取県を相手に訴えを起こし、一審、二審とも差押えの違法性を認定、納税者側が勝利し、判決が確定した（二審の勝利は 2013 年 11 月）。この判決を受けて、総務省自治税務局は 1 月 24 日、「（滞納処分に当たっては）滞納者の個別・具体的な実情を十分把握した上で、適切な行政執行に努めていただきたい」と都道府県に通知しました。　（角谷）

センター活動日誌

2013/ 8/23　北陸新人会・税制懇
8/24　西東京商工会
9/ 1　目黒民主商工会
9/21　町田南部９条の会
9/24　東京土建調布市部
9/27　東京学習会議
9/28～29　全商連税金全国研究会
10/ 3　第一経理
10/ 6　柏市議団他（革新懇）
10/ 8　税経新人会城北Ｂ
10/15　神奈川税経新人会
10/17　埼玉西部民商合同学習会
11/ 2　日本租税理論学会
11/13　ときがわ商工会
11/15　所沢 3.13 運動実行委員会
11/15　埼玉土建本部
11/19　所沢土建
11/25　埼玉西部 3.13 運動実行委員会
12/ 1　神奈川県商連
12/ 2　東京渋谷商工会
12/ 3　船橋民商
12/ 5　ときがわ商工会
12/ 6　千葉新人会
12/ 9　東京地方税理士会
12/17,21,2/18　船橋土建
12/18　三重商連
12/19　所沢土建

2014/ 1/ 3　千葉健生病院健康友の会
1/ 8　川越民商
1/10　生活と健康を守る会
1/14　東京土建足立支部
1/16　所沢土建主婦の会
1/17　船橋北老人センター
1/17　埼玉新人会
1/17　渋谷民商
1/23　所沢土建
1/24　千葉税経新人会
1/25　東京農民連
2/ 5　二和病院健康友の会
2/ 7　法律会計特許一般労働組合
2/27　佐賀県保険医協会
3/ 7　飯能信用金庫生越支店
3/13　重税反対渋谷集会
3/19　文京民商
3/24　重税反対世田谷集会
3/28　本所土建

（蔵の町・栃木）

ザ・コラム

4月に入り、確定申告の事後整理も一段落したところで、T署に用事があり知り合いもいることから最近の様子も聞きたいなと出かけたところ「出張しています」とのこと。はて、今頃通常は事後処理にあたっているはずなので、必ず署にいるはずと思っていたのが大外れ。後日本人に聞いたところ、今年は4～6月で各部門2名程が調査をすることになっているとのこと。しかもベテランは一般事案7件、若い人は一般事案1件と着眼調査で3件が目標だというので思わず「そんなにやるの！」と言ってしまった。「そうですよね、7～12月でさえ10件ちょっとなのに無茶苦茶ですよ」との話。

そういえば、今年の確定申告用のプレハブ設置も、全署的に調査優先でかなり遅かったことも考えると、当局の今年度の最大の課題は実調率の大幅アップかな等と思っています。

ちなみに昨年度実施した「行政指導」による不動産所得の見直し・確認等の事務は今年やらないそうです。

（H・T）